

教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出について
(知的財産専門職大学院認証評価)

平成26年2月12日決定

平成29年3月7日改定

公益財団法人 大学基準協会
知的財産専門職大学院認証評価委員会

1. 届出の対象期間等

- (1) 知的財産専門職大学院認証評価に関する規程第48条に定める届出について、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）の知的財産専門職大学院認証評価を受審した知的財産専門職大学院を置く大学が、次の知的財産専門職大学院認証評価までに行う届出の対象となる期間は、当該認証評価結果を公表した翌年度の4月1日から4年間とする。
- (2) 上記（1）に定める期間内に、教育課程又は教員組織に関して重要な変更を行った場合、当該知的財産専門職大学院を置く大学は、その翌年度の7月末日までに本協会会長宛に届出を行うものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）に関わらず、届出を行うべき年度に本協会の知的財産専門職大学院認証評価を受審しようとする大学は、届出を行うべき年度の前年度に行われた重要な変更について、知的財産専門職大学院認証評価に関する規程第50条に定める届出を行わず当該知的財産専門職大学院認証評価の受審に代えることができる。
- (4) 知的財産専門職大学院認証評価に関する規程第46条に基づいて「改善報告書」を本協会に提出しようとする大学は、届出を行うべき重要な変更が「改善報告書」において求められる報告事項にあたる場合、「改善報告書」による報告をもって届出に代えることができる。

2. 届出の対象範囲

- (1) 知的財産専門職大学院基準の大項目における「教育の内容・方法・成果」及び「教員組織」のうち、以下の各項目に相当する変更が行われたときは、届出を行うものとする。

①「教育の内容・方法・成果」

- a. カリキュラム体系（科目群編成等）の変更、コース制の改編など、教育課程に大きな変更があった場合（評価の視点2-2）
- b. 課程の修了要件を変更した場合（評価の視点2-7）
- c. 新たに通信制による授業を導入する、あるいは（逆に通信制の大学院が）通学制によ

る授業を導入するなど、授業の方法に大きな変更を行った場合（評価の視点2-17、2-18）

②「教員組織」

a. 教員数が前年度に比べて大幅（2割以上）異動した場合（評価の視点3-1、3-2）

③その他上記に関連する変更

a. 研究科・専攻等の名称変更があった場合

b. 定員を増減した場合

c. 授与する学位の名称を変更した場合

3. 届出事項に対する評価体制・評価プロセス

- (1) 知的財産専門職大学院認証評価に関する規程第48条に基づく届出があった場合、本協会はこの受受理し、遅滞なく知的財産専門職大学院認証評価委員会（以下「本委員会」という。）において当該届出事項に関する評価を行う。
- (2) 知的財産専門職大学院認証評価に関する規程第49条に定める措置について、本委員会は、必要に応じ当該知的財産専門職大学院の「評価結果」に当該事項を付記する等の措置を講じ、当該年度の3月末日にその結果を当該知的財産専門職大学院を置く大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告し、本協会ホームページ等を通じこれを公表する。
- (3) 本委員会は、上記(1)に定める評価を行うに際し特に必要であると判断した場合、次の各項目の措置を取ることができる。
 - a. 当該事項に関する評価を行う分科会の編成
 - b. 当該知的財産専門職大学院に対する実地調査の実施
 - c. 当該知的財産専門職大学院に対するヒアリングの実施
 - d. その他、知的財産専門職大学院教育の質の保証の観点から必要と判断した措置の実施

4. 届出の方法等

(1) 届出の方法

所定の様式「認証評価後の重要な変更について（届出）」（届出様式1）により、下記提出書類を添えて届け出るものとする。

(2) 提出書類

変更内容等についてまとめた所定の様式「認証評価後の重要な変更の内容等」（届出様式2）のほか、変更内容を確認できる資料を適宜提出すること。当該変更が学則の変更を伴う場合には、学則変更部分の新旧対照表（様式任意）と変更後の学則を必ず添付すること。

また、専任教員の大幅な異動に関する届出の場合には、基礎データ表2「教員組織」、同

表3「専任教員個別表」(専攻全体)及び同表4「専任教員の教育・研究業績」(新任教員分のみ)を必ず添付すること。

なお、届出の後に、必要な資料の追加を本協会から依頼する場合がある。

(3) 提出部数

各1部

ただし、必要に応じて、部数の追加を本協会から依頼する場合がある。

(4) 提出先

本協会大学評価・研究部審査・評価系「知的財産専門職大学院認証評価担当」

以上